東日本大震災と憲法

— 参議院憲法審査会の議論を振り返って —

第 180 回国会、参議院憲法審査会は、「東日本大震災と憲法」のテーマで連続4回の審査会を開催した。なぜ憲法審査会で東日本大震災なのか、疑問を感じる方も多いと思われる。以下、このテーマでの参議院憲法審査会の活動の意義と概要等について、参考人の発言を紹介して解説することにしたい。

1. 憲法審査会と東日本大震災

(1)「東日本大震災と憲法」をテーマとした理由

「憲法審査会を始めるに当たり、会長として一言申し述べることをお許しください。この度、本審査会は、『東日本大震災と憲法』をテーマに取り上げることといたしました。私たちは、この未曽有の大災害で被災された方々のことを片時も忘れることなく、憲法について率直かつ建設的な議論を行っていきたいと考えておりますので、皆様の御協力をお願いいたします。」

これは、「東日本大震災と憲法」をテーマとする第1回目(平成24年4月11日)の審査会の冒頭、小坂憲次会長が述べた言葉である¹。

憲法審査会は、(1)日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制についての 広範かつ総合的な調査、(2)憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に 関する法律案等の審査を行う機関である(国会法第102条の6)。このような任務の機関が、 東日本大震災という現実の災害問題を取り上げたことには理由がある。

参議院憲法審査会の前身ともいえる参議院憲法調査会は、5年間をかけて「日本国憲法に関する調査報告書(平成17年4月)」を作成しており、憲法審査会はそれを踏まえて議論することが当然であるところ²、この度の未曾有の大震災と原発事故に見舞われ、人権保障や統治機構、非常事態への対応の在り方が根本的に問われることとなった。

日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制についての広範かつ総合的な調査を行うことを任務とする機関である以上、東日本大震災という現実の非常事態について憲法的観点から調査を行うことは、憲法審査会にとって極めて有意義なことである。実際、平成23年12月7日の本審査会においては、憲法を今回の震災との関係で検討することについて議論があった。国家統治の基本を揺るがすほどの非常事態において、憲法の施行状況がどのようであり、どのような法改正が必要なのかなどを検討することは、憲法審査会の当然の責務と考えられたのである。

(2)「東日本大震災と憲法」で行われたこと

「東日本大震災と憲法」をテーマとする連続4回の審査会では、次のように3回の参考 人質疑と1回の自由討議が行われた。

• 第 1 回目(平成 24 年 4 月 11 日)

「東日本大震災と憲法」のうち、「大震災と人権保障」について参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。参考人は、「ふんばろう東日本支援プロジェクト」代表で早稲田大学大学院商学研究科専門職学位課程 (MBA) 専任講師である西條剛央氏、学習院大学法学部教授で行政法学者である櫻井敬子氏、大阪大学大学院高等司法研究科教授で憲法学者である棟居快行氏の3名である。

·第2回目(平成24年4月25日)

「東日本大震災と憲法」のうち、「大震災と統治機構」について参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。参考人は、双葉町長の井戸川克隆氏、東北大学大学院法学研究科教授で行政学者である牧原出氏、京都大学法科大学院教授で憲法学者である大石眞氏の3名である。

• 第3回目(平成24年5月16日)

「東日本大震災と憲法」のうち、「大震災と国家緊急権」について参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。参考人は、上智大学法科大学院教授の高見勝利氏、 駒澤大学名誉教授の西修氏の2名であり、いずれも憲法学者である。

·第4回目(平成24年5月30日)

「東日本大震災と憲法」について憲法審査会事務局当局から報告を聴いた後、意見の交換を行った。

「東日本大震災と憲法」のうち、「大震災と人権保障」、「大震災と統治機構」、「大震災と国家緊急権」としたのは、人権保障と統治機構を分けて議論することで現状と問題点の把握が容易になることや、非常事態の究極の場面では特に国家緊急権が問題になると考えられたことによる。また、参考人が被災地の首長、学者で被災者救済のボランティア、被災地の行政学者、行政法学者、憲法学者と各分野から幅広く選ばれたことは、今回の審査会の特徴の一つといえる。小坂会長の言葉どおり、充実した憲法論議を行うためには被災地の現場の事情を踏まえる必要があるという考えの現れと思われる。

2. 「東日本大震災と憲法」で明らかになったこと

東日本大震災で統治機構が機能不全となり、人権保障上の重大問題が生じた。今後も予想される非常事態に向けた体制整備が不可欠であり、人権保障のための統治機構の在り方に関してより踏み込んだ議論が必要である。これは、3回の参考人質疑と1回の自由討議を通じて明らかになった共通の認識ではないかと思われる。次にあげる参考人の発言は、「非常事態と憲法」の議論が極めて重要であるという認識を示すものといえる。

(西條参考人発言)

「立法に関しては専門ではないので分かりかねることも多いんですが、構造構成主義の考え方、特に方法の原理の部分ですね、こういった考え方は立法にも当然使えるところはあると思います。つまり、今の日本があるいは国民が置かれている状況と目的、これを見定めてその法律の有効性を判断するということですね。もう一つは、やはり近代社会の原理である自由と自由の相互承認、自由に生きる権利、それから他者の自由を阻害しない限りは生きていいんだというような、当たり前なんですけれども、やはりこの当たり前のことが実際この度の震災では特に満たされてないということが結構あるということも明らかになったわけです。やはりこの当たり前のことを当たり前のようにしっかり実現していくというのは実はすごくとても大事なことだと思っていまして、人間が大きく不幸になるときというのはこの当然守られるべきものが守られなかったときだと思うんですね。」4

(櫻井参考人発言)

「大震災のうち地震と津波に関連しましては、今回の事態を受けて、現実のニーズとし て、危機管理ないしは緊急事態に関する規定を真剣に考えるべき状況に立ち至っているの ではないかというふうに考えております。自然災害に関しましては一応現行災害対策基本 法という法律がありますけれども、これは比較的小さい災害を念頭に置いているもので、 市町村を中心にしたボトムアップ型の仕組みを採用するものでありますので、今回のよう な大規模災害への対応ということで考えますと、いかにも役不足であるという感じは否め ないところでありまして、制度としてはベクトルの向きをトップダウン型に反転させて、 それから、主体としても国とかあるいは都道府県というのがもう少し前面に出てこられる ような仕組みが求められるように思っております。ところで、この災対法には、御案内の とおり、災害緊急事態における緊急政令の制度というのが実は置かれているわけなんです けれども、つくるときは憲法違反じゃないということでつくったんですけれども、しかし、 憲法上の疑義があるということが言われているために、実際執行しようとするとその執行 がちゅうちょされるという状況があろうかと思います。危機管理と人権保障が究極におい ては対立するものではないということを明示するなりしませんと、新たな危機管理法を作 るということ自体が非常に難しいですし、作ったとしても動かしにくいというところがあ ると思います。この種の問題については、とりわけ憲法と法律を一体的に整備するという 発想が必要かつ有益ではないかと考えるものでございます。」5

(棟居参考人発言)

「ともあれ、法治国家原理、こうしたものを前面に押し出した日本国憲法では危機管理というものを認める規定はもちろんございませんし、ではそこに危機管理の規定を差し込めばそれでうまくいくかというと、これは単に優等生の答案に何か異質な一行を加えるにとざまると。そして、結局は全体としての日本国憲法は機能し得ない可能性もあると思います。つまり、危機管理の規定を置くと同時に、全体に、憲法によって立つ政治、いわゆる立憲主義、あるいは先ほど来申してきておる法治国家原理、法治主義、こうしたものの、

何のためなんだという柔軟さ、想像力を生かした、想像力を伴った法治国家、そうしたもののありようを我々は再度構築する必要があるというふうに思うわけでございます。」⁶

「日本国憲法の十三条に『生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利』というフレー ズがございます。この生命、自由、幸福追求という三つは、非常にこれは由緒のある西欧 の政治思想の中にも表れておる、そういう言葉遣いでございますけれども、この生命、自 由、幸福追求というものは、従来、ややもすれば全体で一つのものというふうにとらえら れてきました。一言で幸福追求権などと呼ばれてきたわけでございます。生命は生命とし て最も重要な命の問題、そして自由はそれとは異なる別の原理というふうに分けて考えて こなかったわけでございます。もちろん、リベラルな憲法観からすれば、生命も自由も幸 福追求も皆個人主義という一くくりの下で一体として扱われることに十分理由はございま す。しかし、私はあえて、仮に日本国憲法の解釈でどうにか工夫をするとすれば、もちろ ん、改憲によってそういう機会が与えられたなら、解釈で工夫をするよりももっと文面上 も明示すべきだと思いますけれども、現行憲法の解釈でどうにかこの点をほぐしていこう とするのであれば、生命、自由及び幸福追求と三つ並んでおるこの三つの間に優先順位を 付けていく。優先順位というのは何ですかというと、この書いてあるとおり、まずもって 生命だ、そのための自由の制約、あるいは個人のこの場合の幸福追求というのは例えばラ イフスタイルといった自己決定ということになりますけれども、こうしたものは劣後する というふうに優先順位を憲法自身が意識していると読み替えることはできないかというふ うに考えておるんですが、これは、この場で先生方熱心に聞いていただいておって非常に うれしいんですが、学会でもかつてから何度か言っておりますけれども、ほとんど耳を傾 けていただく機会を得ておりませんので、参考人の独自意見ということに残念ながらなろ うかと思います。このようなところからほぐしていきませんと、いずれにしましても、優 等生の答案である日本国憲法からはなかなか今回の震災に機敏に対応する手掛かりは得ら れない。」

(井戸川参考人発言)

「今度の震災事故で絶対必要だったことは、最悪の状態を想定し、早く情報を周知することでした。まず、地震、津波を予知していたこと、電源が喪失していたこと、原子炉に水がたまらなくなっていたこと、制御不能になっていたことなどが分かれば、次の状態は、少し機械的な知識があればすぐ判断できる者が外部にはいっぱいおります。しかし、情報は後出しにされてしまいました。すなわち、発生から情報隠しをして、今なお私どもには分からないことがいっぱいあります。総理は双葉郡民を国民と思っていますかと私は聞きました。これは、情報を隠蔽され、被害が拡大したことを聞いたのであります。総理は大事な国民ですと答えましたが、私は棄民にされたと思っております。厳しい生活を続けている町民に痛ましいことが今発生しております。これ以上起きないことを毎日願っております。統治する者、統治される者、それぞれの責任の下にこの問題が的確に解決を目指していただきたいと、そんなふうに思っております。生存権、幸福追求権、国民としてのあ

<u>らゆる権利、そのようなことも我々にはあるんだということを是非ここで述べさせていた</u>だきたいと思います。」⁸

3.「非常事態と憲法」で議論すべきこと

3回の参考人質疑を踏まえ、4回目の審査会の自由討議においては、大震災等の非常事態への憲法と法律の対応の在り方や国家緊急権の規定の必要性等について活発な議論が行われた。これから更に進んで「非常事態と憲法」について検討するためには、次のような論点について議論を深める必要があると思われる。

- ・非常事態としてどのような事態を想定すべきか。地震、津波、台風、原発事故、テロ、 戦争等、国民の生存権の確保が危ぶまれる事態として何を想定すべきか。
- ・非常事態において国民の生存権の確保のために、国と地方自治体はどのように動くべきか。非常事態の種類に応じた基本の仕組みと役割分担をどのようにするか。
- ・非常事態において国民の生存権の確保のために、どのような自由権を制限する必要があるか。規制の理由と過度の制限を防ぐ仕組みをどのように考えるか。
- ・東日本大震災で統治機構が機能不全となった原因は何か。非常事態に対処するために、 現行法制のどこに問題があるか。
- ・非常事態に対処するために憲法に新たな規定が必要か。国家緊急権との関係をどのように考えるか。

前記参考人の発言とも関連するが、これらの論点において重要と思われる参考人の発言 を、次にあげることにする。

(大石参考人発言)

「日本ですと、<u>地方自治のレベルですと、</u>よく補完性ということが言われるわけですけれども、<u>補完性の積極面と消極面があって、どうしても自治体でやれないところをやっぱりより大きな団体、国家がやるべきで、ある意味で積極的にその補完性の原理を使うというような考え方も当然できるというふうに思います。」⁹</u>

「震災時への対応ということで見ますと、昨年、想定外ということを言ってはいけない、あるいはそういうことはやっぱりおかしいという議論がたくさんありました。そういう想定外という言い訳は許されないという前提に立つ限りは、やはり震災時を見越した機動性、迅速性、権力性というものを確保するための仕組みというのを設けることが大事でありまして、その要件あるいは効果を明記するということを考えてもいいのではないかと。同時に、大事なことは、やはり権力が一つだけに動くというのはまずいのでありまして、効果的な統制の手段あるいは監視手段というものも同時に設けることが必要であると思います。そうすることによって、確かに平常時の準則適合性といいますか法治性というのは破られるかもしれませんけれども、そのゆえにこそ緊急時における特例準則というものをあらか

じめ用意しておいて、それへの適合性を確保するための言わば特例的な抑制装置あるいは 監視装置を確保していくということが大事なのではないかと思います。」¹⁰

「日本国憲法の場合に、そういう例外時といいますか非常時といいますか、国家緊急事 態ももちろん予想はしていないわけですけれども、そういうことを一切予定していないも のですから、唯一、例えば私権を制限するにしても、言葉としてできるのは公共の福祉と いうことしか出てこないと。しかし、公共の福祉という言葉は、ある方針、ある特定の方 向性を示す言葉ではございませんので、実は何でも入り得るわけですよね。そういうこと で、いろんな読み方ができるようなものではなくて、責任ある機関が責任ある決定を行う ためには、やはりある程度の要件、効果を示して、きっちりと憲法に書くことが責任ある 決定と責任ある行動の根拠になるのではないかという思いがいたします。様々の、現在あ る災害対策基本法その他の国民保護法制でもそうですけれど、いろいろな仕組みが現に設 けられることはそれはそれで結構だと思いますけれど、ただその場合に、何が立法の指針 になるのかということは必ずしも示されていないわけですね。いろいろな利益を考量して 最終的にこういう案文になったということは、それはそうかもしれませんが、それをどう やって憲法上明確に説明できるかというと、分からない。少なくとも素人目にはどこを見 ても載っていないわけですから。唯一、十二条、十三条等に出てくるような公共の福祉と いうことで全部読み込んでいくというのは、やはりちょっとそれは考えられない。余りに も漠然としてアメーバ的でございますから。ある種の、非常時にはこうである、災害時に はこうであるというポリシーが示されるような条項をやっぱり盛り込むということは、先 ほども申しました、平常時の準則適合性を確保することと同時に、非常時の準則適合性と いうことをきちっと示して、それにのっとった立法をやるべきだということの方が望まし いんではないかという前提でのお話でございます。」11

(牧原参考人発言)

「私は、今回の東日本大震災のシミュレーションから、そこから検証した結果、一定のシミュレーションをしてみて、それでどういう初動が可能かということはかなり幾つかのケースで見えてくると思いますので、まずそういう作業を、かなり地道な作業から入っていく必要があるのではないかと思います。これと、いわゆる有事ですね、安全保障上の有事とかあるいはテロというものはかなり別にして考えていった方がいいのではないかというふうに考えております。」12

「国と地方の役割分担ですが、初動においてやはり国の役割は非常に重要であるということはこれは言えますので、ここは今、大石先生のおっしゃられたある種の平常時の緊急事態というんでしょうか、その状態の中でどうこれを入れ込むかという問題が非常に重要だと思います。さはさりながら、現在のような復興の段階になってきますと、やはり今度は自治体の役割が非常に重要でございまして、今東北のその被災自治体で言われているのは、復興交付金であるとかあるいは復興特区の支出の決定において、その自治体内部での総合的な復旧という観点でなかなか見てもらえない、個別のメニューごとに判断される傾向が非常に多いと、ここが問題だというような声が上がっております。もちろん査定する

側の論理はあると思いますけれども、特に被災していない、地域の中の被災していない地区をてこに復興を図っていくというのがやはり私は基本的な復興のスタイルだと思うんですね。ところが、被災していない地区にはなかなかそういう資金を投下しないというのが今の全体の傾向というふうに伺っておりますので、ここをどういうふうにクリアするか。総合性といってもいろいろなものがありますが、そこをきちっと見ていただいて、是非被災地の総合的な復旧復興に資するような、そういう国の対応が望まれる。そういう場合に、やはり自治体の役割というのは重要になってくるのではないかと考えております。」13

(高見参考人発言)

「今回のテーマが大震災と国家緊急権ということでございまして、<u>大震災に関して言えば、</u>最初にお話しというか御報告申し上げましたように、少なくともその部分については憲法は既に予定していたということですよね。ですから、憲法に基づいて、その憲法の下で言わば法整備がなされればそれで対応できるということです。これが<u>九条絡みでどうするかということになると</u>、これは当然、ですから九条の下での制約というのは現在ございます。ですから、現在の憲法の下で国家緊急権というのを法律でもって整備していくということは、<u>これは限界がある</u>ということでございます。特に、それは公共の福祉との関係での限界というのは非常に大きいと思います。」¹⁴

「震災のような場合と、それから、つまり外交努力とか人の力でともかくぎりぎり瀬戸際でもって食い止めることができるようなそういった事態と、ともかく幾ら予測してあるいは予知してもこれは来ることはもう避けられない、そういった事態とでは、やはり法律的な整備の仕方でも当然違うだろうということですよね。そういう意味で、災害に関して言えば、やはり災害独自の一つの扱い方というのがあるはずですから、それに対応するようなそういった法システムというのをきっちり組み立てていく、あるいは今不備があればそこを補っていくという、そういう形で災害緊急に対しては対応してほしいというのが私の願いであります。」15

「自然災害の場合には、これはともかく起こってしまうということですね。それから、それを前提にして、いかにしっかりした、今政府の方でも立てたり、それが自治体まで計画という形で見直しが進んでおりますけれども、やはり防災計画というのをきっちり立てるということだと思うんですね。その上で、いかに減災が図れるのかということをしっかり自治体レベルというか、自治体レベルがじゃなくて、やはり一人一人、個人ですよね、個人あるいは家と言ってもいいわけですが、個人かあるいは家庭ですよね、そこまで含めて、自分はそのときどうするかということをしっかりやはり心構えまで含めて立てていく必要があるんだろうということですよね。いざ起こってしまえば、これはまず第一番には自分の身を守ることから始める以外にないですよね。それで、家族がどうしているかというところで連絡取り合ってという形での対応しか基本的にないわけですね。そういうものに対して、自治体がどうやって動いていけるのか、あるいは自治体を束ねている都道府県がどういうふうに対応できるのか、あるいはそれに対して政府がどういう形でかかわって

<u>いけるのかという、そういう仕組みをしっかりつくっていくということが多分法律の整理</u>の仕方ということで重要であるというふうに思うわけですよね。」¹⁶

(西参考人発言)

「この緊急事態の問題というのは決して今問題になったわけではありません。高見先生のは、これを奇貨として、これを幸いとしてやるというのではなくて、もうかなり前から内閣憲法調査会、これはかなり前、一九五四年のものでありますけれども、ここからも、このときは憲法に規定すべきとする見解が多数の見解であったとか、そういう流れで今来ているということであります。そういうような流れの中で、大災害という問題でありましたけれども、いざこの国会そのものが崩壊したらどうなるのか、政府の中枢が崩壊したらどうなるのか、そういうことも含めて緊急事態といいますか、そういうことを憲法で規定する、そういうことは私は必要である、こういうことを最後に申し上げて、私の陳述を終えさせていただきます。」17

「いわゆる既存の法体系だけでは駄目なのか、憲法でなぜ規定する必要があるのか、そういうことが私に対する大きな質問だと思うんですけれども、これは何といっても人権を制約する必要があります。非常に、いわゆる私が言うところの災害を中心にした緊急ということになると、大災害もそうですけれども、居住移転の自由とかいろいろ問題はあります。そこで、そういう緊急事態に対しては、重大な緊急事態に対しては、やはり国家が対応するためには人権もある程度制約が必要である。となれば、人権を制約するということになりますと、憲法で、まずこんな場合に人権が制約されますよということを憲法に規定することは非常に意味があるのではなかろうか、またそうしなければいけないんじゃないか。人権制約という、そういう点からやっぱり憲法に規定する必要があるだろう。」18

4. 参議院らしい憲法論議のために

「東日本大震災と憲法」をテーマとする憲法審査会の開催は、参議院らしい試みであると受け取られているようである。憲法は、国の有り様を示す思想の表現であるとともに、人権を保障する統治の機構を定める国家の基本法である。未曾有の大災害の中で憲法の在り方を議論するに際し、被災地の人々に寄り添うことで、はじめて私たちの憲法論は本当の意味と価値を持ち、新しい日本の未来を切り開くことができるのではないだろうか。「私たちは、この未曽有の大災害で被災された方々のことを片時も忘れることなく、憲法について率直かつ建設的な議論を行っていきたい」という小坂会長の言葉には、このような思いが込められているように見える。

そうであれば、「非常事態と憲法」の議論はここで終わることなく、さらに発展していくはずである。その際、議論の立脚点は「国民主権の徹底」である。国民主権の民主主義国家の目的は、何よりも国民の人権を保障することにあり、「国民主権の徹底」は歴史の流れともいえる。非常事態において国民の生存権を確保する統治の仕組みをどう構築するか検討する場合でも、「国民主権を徹底」する方向で議論するほかないと考えられるのである。

「国民主権の徹底」のためには、「全国民を代表する選挙された議員で組織する」(憲法第43条)、「国権の最高機関」(憲法第41条)である国会の機能を強化することが必要であるが、特に行政監視機能の強化が不可欠である。国民主権の原理に基づき、国会が主権者である国民に代わって政府と官の活動を監視するのが本来の行政監視であり、これは非常事態における「法律の誠実な執行」(憲法第73条第1号)のチェックのためにも不可欠である。今回の審査会では、非常事態への対応に関して内閣機能や二院制に言及する発言があったが、今後はこれらと行政監視機能との関係について議論を深めるべきと考える。「東日本大震災と憲法」の議論が、さらに参議院らしい充実した憲法論議に発展することを期待したい。

¹ 第 180 回国会参議院憲法審査会会議録第 3 号 1 頁(平 24. 4. 11)

また、平成24年2月15日に、衆議院憲法調査会報告書及び憲法改正手続法附則における検討条項について、前衆議院憲法調査会会長中山太郎参考人及び前衆議院日本国憲法に関する調査特別委員会理事船田元参考人から意見を聴いた後、両参考人及び衆議院法制局当局に対し質疑を行うとともに、同月29日に、憲法改正手続法附則における検討条項について、政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った(第180回国会参議院憲法審査会会議録第1号(平24.2.15)、同会議録第2号(平24.2.29)参照)。

- ³ 第 179 回国会参議院憲法審査会会議録第 3 号 11 頁 (平 23, 12, 7)
- ⁴ 第 180 回国会参議院憲法審査会会議録第 3 号 16 頁 (平 24.4.11)
- ⁵ 第 180 回国会参議院憲法審査会会議録第 3 号 4 頁(平 24. 4. 11)
- ⁶ 第 180 回国会参議院憲法審査会会議録第 3 号 5 頁(平 24. 4. 11)
- ⁷ 第 180 回国会参議院憲法審査会会議録第 3 号 6 頁(平 24. 4. 11)
- ⁸ 第 180 回国会参議院憲法審査会会議録第 4 号 2 頁(平 24. 4. 25)
- ⁹ 第 180 回国会参議院憲法審査会会議録第 4 号 7 頁(平 24. 4. 25)
- 10 第 180 回国会参議院憲法審査会会議録第 4 号 4 頁 (平 24. 4. 25)
- ¹¹ 第 180 回国会参議院憲法審査会会議録第 4 号 8 頁(平 24. 4. 25)
- ¹² 第 180 回国会参議院憲法審査会会議録第 4 号 14 頁(平 24. 4. 25)
- ¹³ 第 180 回国会参議院憲法審査会会議録第 4 号 10 頁 (平 24. 4. 25)
- ¹⁴ 第 180 回国会参議院憲法審査会会議録第 5 号 8 頁 (平 24. 5. 16)
- ¹⁵ 第 180 回国会参議院憲法審査会会議録第 5 号 12 頁 (平 24. 5. 16)
- ¹⁶ 第 180 回国会参議院憲法審査会会議録第 5 号 14 頁(平 24. 5. 16)
- ¹⁷ 第 180 回国会参議院憲法審査会会議録第 5 号 6 頁(平 24. 5. 16)
- ¹⁸ 第 180 回国会参議院憲法審査会会議録第 5 号 7 頁(平 24. 5. 16)

² 参議院憲法審査会は、参議院憲法調査会及び日本国憲法に関する調査特別委員会における議論の経過等について、平成23年11月28日に、元参議院憲法調査会会長・元参議院日本国憲法に関する調査特別委員長関谷勝嗣参考人から説明を、憲法審査会事務局当局から報告を聴いた後、意見の交換を行った(第179回国会参議院憲法審査会会議録第2号(平23.11.28)参照)。